

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）

改 正 案			現 行		
<p>（準備金）</p> <p>第二条 法第二条第三項に規定する準備金として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第六条第一項において準用する銀行法（第五条を除き、以下「銀行法」という。）第十八条第一項の準備金その他の組合員助定（信用協同組合連合会にあつては、会員助定）に属する準備金</p> <p>二（略）</p> <p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第六条第二項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			<p>（準備金）</p> <p>第二条 法第二条第三項に規定する準備金として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第六条第一項において準用する銀行法（第五条を除き、以下「銀行法」という。）第十八条の準備金その他の組合員助定（信用協同組合連合会にあつては、会員助定）に属する準備金</p> <p>二（略）</p> <p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第六条第二項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(略)	(略)	第十八条第一項			第十八条の見出し
		(略)	(略)	資本準備金の額と併せてその資本の額	利益準備金の積立て等
(略)	(略)	(略)	(略)	その出資の総額	法定準備金の積立て
(略)	(略)	第十八条			第十八条の見出し
		(略)	(略)	資本の額	利益準備金
(略)	(略)	(略)	(略)	出資の総額	法定準備金